

台風時等に対する非常措置について

本校においては、台風等により京都市（京都南部地域もしくは京都・亀岡地域）に「暴風警報」もしくは「特別警報」が発表された場合には、下記のような措置をとりますので、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道に注意してください。

なお、「特別警報」は大雨や暴風等6種類ありますが、そのすべてが当てはまります。また、「大雨警報」や「洪水警報」は特別な場合を除いて休業にはなりません。

記

1. 暴風警報について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置をとります。
 - ① 午前 7時までに解除になった場合…通常授業 【通常の集団登校】【給食は実施】
 - ② 午前 9時までに解除になった場合…3校時（10：45）から始業
【9：50に集合して集団登校】【給食は実施】
 - ③ 午前11時までに解除になった場合…5校時（14：00）から始業
【13：05に集合して集団登校】【給食は実施できない】
 - ④ 午前11時現在、警報発表中の場合…臨時休業

2. 特別警報について

- (1) 登校前に発令された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動をとることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「特別警報」が解除された場合については、以下の措置を行います。
 - ① 午前 0時までに解除になった場合…5校時（14：00）から始業
【13：05に集合して集団登校】【給食は実施できない】
 - ② 午前 0時現在、特別警報発表中の場合…臨時休校

3. 暴風警報または特別警報が在校中に発表された場合（洪水や火事、その他の緊急事態同様）

- (1) 授業を中止し、下校は安全が確認できた場合は集団下校させます。
- (2) 気象状況によっては学校待機させ、保護者の方のお迎えを要請します。
※PTAメール配信をご確認ください。

《暴風警報・特別警報が発表された場合の約束事を各家庭で話し合っておいてください》

- (例)
- *帰宅後どうするか。誰に連絡するか。
 - *学童保育所へは行くのか。
 - *親類宅など、どこへ帰るのか。

☆「学校提出用」の内容に変更があれば、担任までお知らせください。